

通所介護・通所介護相当サービス 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1 事業者(法人)の概要

法人名	社会福祉法人 暮らしのハーモニー	
法人所在地	宇治市木幡金草原 43 番地	
電話番号	0774-33-8270	
FAX 番号	0774-33-8284	
代表者氏名	理事長 丸山 貴司	
施設・拠点等	通所介護 (デイサービス)	1 ヲ所
	地域包括支援センター	1 ヲ所
	居宅介護支援事業所	2 ヲ所
	介護老人保健施設 (長期・短期入所)	1 ヲ所
	通所リハビリテーション	1 ヲ所
	認知症対応通所介護	1 ヲ所
	高齢者専用賃貸住宅 (特定施設)	1 ヲ所
	小規模多機能型居宅介護	1 ヲ所
	グループホーム	1 ヲ所
	訪問介護	1 ヲ所
	定期巡回訪問介護	1 ヲ所
	サービス付き高齢者住宅	1 ヲ所

2 デイサービスセンター ハーモニーこはたの概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

名称	デイサービスセンター ハーモニーこはた
所在地	宇治市木幡金草原 43 番地
電話番号	0774-33-8270
FAX 番号	0774-33-8284
介護保険指定番号	通所介護・通所介護相当サービス事業 2671200174
管理者の氏名	斉藤 直行
利用定員	30 名(1 単位)
サービスを提供する対象地域	宇治市六地藏・木幡・平尾台・五ヶ庄 京都市醍醐南部地域包括支援センター管内

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職種	業務内容	常勤	非常勤	常勤換算	業務内容
		専従(非専従)	専従(非専従)		
管理者	運営に関する管理監督	(1)		0.2名	相談員兼務
生活相談	生活上の相談援助業務	(3)		1.7名	管理者・介護職兼務
機能訓練指導員	生活機能訓練業務		1(3)	1.2名	看護・介護職兼務
介護職員	介護業務	1(3)	8	6.9名	生活相談員兼務
看護職員	看護業務		(3)	0.4名	機能訓練指導員兼務
その他	事務員・運転手・清掃・厨房		7	1.5名	

内()内は兼務者数

*職員配置については、指定基準を遵守しています。

(3) 営業日および営業時間

営業日	年中無休 (ただし、12月31日から1月3日は休業とさせていただきます)
営業時間	午前8時30分～午後17時30分
サービス提供時間	午前9時00分～午後16時30分

(4) 事業所の設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	2室 141m ²	相談室	1室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	4台

3 サービスの内容

①送迎	<ul style="list-style-type: none"> 生活リハビリの視点から、障害の程度、地理的条件により、送迎を必要とされるご本人については、専用車両により送迎を行います。 送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。
②食事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士(管理栄養士)作成の献立表により、栄養並びにご本人の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ご本人の自立援助のため、椅子にかけて食事をとっていただくことを原則としています。
③入浴	<ul style="list-style-type: none"> 入浴または清拭、足浴を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。 身体状況に応じて、衣類の着脱、洗髪、その他必要な介助を行います。
④機能訓練	<p>[生活リハビリ及び個別機能訓練]</p> <ul style="list-style-type: none"> ご本人が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するためにご本人の心身の活性化を図り、在宅生活での自立につながるプログラムを提

	供します。 *ご本人に合わせたプログラム提供を中心に行います。
⑤排泄	・ご本人の排泄の介助を行います。
⑥健康チェック	・サービスご利用の際に健康状況を観察し、常に健康管理を行います。 (脈拍・血圧・体温等)
⑦生活相談	・ご本人及びご家族の日常生活における介護等に関して、相談及び助言を行います。

4 料金

(1) 利用料金

①サービス利用料金

介護保険の適用がある場合、原則として利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご本人は1ヶ月に付き利用料金全額をお支払いください。

利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行いたします。

要介護度により利用料金は異なります。

別途お渡しします『ご利用のしおり』でご確認ください。

②実費 ご希望により以下の料金をいただく場合があります。

- ・食事代(昼食) 710円
- ・教養娯楽費 1回につき実費
文具(はさみ、カッター、のり、色鉛筆、折り紙、絵の具、画用紙、塗り絵など) ソーイングセット、書道用具、レクリエーション材料などに充当します。
- ・連絡袋一式 (袋 [大・小]、ファイル、名札) 350円
- ・おむつ・パッド代 1枚100円
- ・散髪代 顔剃り含む 2,000円
- ・写真代 1枚 40円

・送迎費用について

通常の事業実施地域以外の地区にお住いの方で、当センターのサービスを利用される場合は、送迎費用として、下記料金をいただきます。

送迎距離片道

通常実施地域の区域を越えて2km未満 1回につき500円
以降1kgごとに350円加算

(2) お支払方法

原則として、当月分を翌月20日に郵便口座自動引き落としさせていただきます。
20日に引き落としができなかった場合には、再引き落としは27日になります。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。
現金支払い等、支払い方法についてはご相談ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用の申込

まずは、担当の介護支援専門員にご相談ください。

担当職員がお伺いし、ケアマネジャーの作成する「居宅サービス計画」に基づき、ご本人の直面している課題等を把握し、ご本人の希望を踏まえて、「通所介護計画」等を作成します。

見学や体験なども随時受け付けています。直接お電話・ご来所ください。

担当の介護支援専門員がいらっしゃらない方もご相談ください。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を案内させていただきます。

(2) サービスの終了

①ご本人やご家族のご都合でサービスを修了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお出してください。

②当センターの都合でサービスを修了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を修了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご本人が、介護保険施設その他の居住型施設に入所された場合
(※介護保険施設・・・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養病棟型医療施設)
- ・介護保険給付でサービスを受けておられたご本人の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご本人がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合や、守秘義務に反した場合、またはご本人やご家族などに対して社会通念に反する行為を行った場合には、ご本人やご家族は文書で解約を連絡することによってサービスを終了することができます。
- ・ご本人やご家族が、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅れ、料金の支払いをお願いしても10日を超えて支払いがない場合や、ご本人やご家族が正当な理由なくサービスの中止がしばしばある場合、またはご本人が入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、文書で連絡することにより契約を終了させていただくことがあります。

6 デイサービスセンター ハーモニーこはたのサービスの特徴等

(1) 運営の目的

ご本人が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご本人の社会的孤立感の解消、ご家族の介護の負担軽減、心身機能の維持回復を図り、もってご本人の生活機能の維持を目指しています。

(2) 運営の方針

事業所において提供する指定通所介護(通所介護相当サービス事業)は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、要綱等の趣旨及び内容に沿ったものとしています。

ご本人の人格を尊重し、常にご本人の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご本人及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画等を作成することにより、ご本人がその人らしく在宅生活を送れるよう適切なサービスを提供します。さらに、ご本人又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。適切な介護技術をもってサービスを提供し、常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。

(3) 安心してサービスをご利用いただくために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	採用時研修、階層別研修(随時)
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所へ連絡し、適切に対処します。

8 非常災害対策

- ①サービスの利用中に天災その他の災害が発生した場合、職員はご本人の避難等適切な対処をします。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法や避難経路及び協力機関等との連携を確認し、災害時には、避難等の指揮をする体制を整えます。
- ②天候不順等によるサービスの中止や送迎時間の変更
台風などの天候不順等により、サービスの中止や送迎時間等を変更させていただくことがあります。この場合は、速やかにご本人やご家族に連絡させていただきます。

9 守秘義務・個人情報保護

- ①ハーモニーこはた及びハーモニーこはたの職員は、サービスの提供をする上で知り得たご本人及び

ご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は契約終了後、あるいは職員の退職後も同様です。

- ②ハーモニーこはたは、ご本人及びご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、ご本人及びご家族の個人情報を用いません。

10 事故発生時の対応

- ①ハーモニーこはたは、現にサービスの提供を行っているときにご本人の病状が急変した場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡をとるなどの必要な対応をします。
- ②速やかに管理者に報告するとともに、必要に応じて市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行います。
- また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、その原因を解明し、再発防止策を講じます。
- ③ご本人に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、保険会社等を通じて損害賠償の手続きを行います。

11 苦情処理の対応

- ① デイサービスセンター ハーモニーこはた ご相談・苦情の受付

当センターにおける苦情やご相談は事業所に常設窓口を設置し、迅速な対応に努めます。

【事業者の窓口Ⅰ】 デイサービスセンター ハーモニーこはた 窓口：管理者 斉藤直行	所在地：京都府宇治市木幡金草原43番地 電話：0774-33-8270 FAX：0774-33-8284 受付時間：9:00～17:00
【事業者の窓口Ⅱ】 東宇治北地域包括支援センター 窓口：管理者 園村雅裕	所在地：京都府宇治市木幡金草原43番地 電話：0774-33-8270 FAX：0774-32-7515 受付時間：9:00～17:00

- ②その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【行政機関】 宇治市役所 窓口：介護保険課	所在地：京都府宇治市宇治琵琶33 電話：0774-22-3141 FAX：0774-21-0406
【公共団体】 京都府国民健康保険団体連合会	所在地：京都市下京区烏丸通四条下ル水銀座町 620番地 COCON烏丸内 電話：075-354-9090 FAX：075-354-9055
【同】 京都府福祉サービス運営適正化委員会	所在地：京都市中京区竹屋町通烏丸東入 ハートピア京都5階

	京都府社会福祉協議会内 電話 : 075-252-2152 F A X : 075-212-2450
--	--

1.2 サービス利用に当たっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証・介護負担割合証を提示してください。
また、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)及び被保険者の住所に変更があった場合は当事業者にお知らせください。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用者により破損等が生じた場合弁償していただく場合があります。
- ・施設内での喫煙はご遠慮ください。
- ・他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内での他のご利用者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
- ・体調不良などによるサービスの中止・変更について
ご本人の都合により、サービスの利用を中止される場合には、利用予定日の前日もしくは、当日の午前8時30分までにご連絡ください。
(なお、利用予定日のサービス利用を中止された場合、ご希望により、他の曜日に振り替え利用をしていただくことが可能です。ただし、当センターの都合により、利用可能な日時をご本人に連絡し、調整させていただきます。)
- ・どなたにとっても公正・公平なサービスの提供を目指す立場から、お心づけの受け取りは辞退させていただきます。
- ・ご負担になるご利用者もおられるので、ご利用者様同士の物のやりとりはお控えください。

1.3 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	令和4年11月29日
【第三者評価機関名】	特定非営利活動法人 きょうと介護保険にかかわる会
【評価結果の開示状況】	支援機構ホームページ上で公表

1.4 重要事項説明書の年月日

通所介護または通所介護相当サービス事業の利用開始にあたり、ご本人及びご家族に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人くらしのハーモニー
代表者 理事長 丸山 貴司
事業所 デイサービスセンター ハーモニーこはた
住所 〒611-0002
宇治市木幡金草原43番地
管理者 斉藤 直行

私は、契約書および本書面により、ハーモニーこはたから、通所介護または通所介護相当サービス事業についての重要事項の説明を受け、同意しました。なお、上記の説明をうけたことを証するため、本書2通を作成し、ご本人、ハーモニーこはたが署名、捺印のうえ、各1通を保有する者となります。

(ご本人) 住所

氏名

(ご家族) 住所

氏名

(続柄)

(ご家族) 住所

氏名

(続柄)